

業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、医事関係業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県立宮崎病院における医事関係業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により委託期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、委託料等の月額を日割計算するものとする。

委託料 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

消費税及び地方消費税額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

合計 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金（契約代金の額の100分の10以上に相当する額）円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（業務従事者及び現場統括責任者）

第8条 乙は、県立宮崎病院内で委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の氏名を契約締結後速やかに甲に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 乙は、契約締結後速やかに業務従事者の中から現場統括責任者を選任し、その氏名を甲に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

3 前項の現場統括責任者の責務は、次のとおりとする。

(1) 業務従事者の配置及び業務上の指揮管理

(2) 業務従事者の労務管理

(3) 委託業務の履行に関する甲との連絡調整

4 乙は、委託業務の実施に当たり、業務が円滑に実施できるよう業務に適した者を適正に従事させるとともに、その資質の向上を図らなければならない。

5 乙は、業務従事者の甲の病院内規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施を行わせ

なければならない。

6 甲は、業務従事者及び現場統括責任者が委託業務の実施に関して不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を示した書面により必要な措置を求めることができる。

7 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内にその結果を書面により甲に報告しなければならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約内容の変更等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は委託業務を中止させることができるものとする。

2 前項の場合において、甲は、委託料を乙と協議の上、甲が相当と認める金額に変更することができるものとする。

（業務完了報告書の提出）

第11条 乙は、毎月の委託業務を完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書（別紙様式）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料等の請求及び支払）

第12条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（法令の遵守）

第13条 乙は、委託業務の実施に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめ労働関係諸法令及びその他関連法令上の全ての責任を負うものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙がこの契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

（3）乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

（4）乙が委託期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

（5）乙がこの契約に基づく甲の指示に従わないとき、又は著しく不誠実と認められるとき。

（6）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるとき。

(7) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙及び業務従事者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙及び業務従事者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第18条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第19条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第11条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

3 前項の成果品の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果物を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

4 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

（費用の負担等）

第20条 この契約の締結及び履行に関し業務従事者の被服に要する費用は乙の負担とし、委託業務の実施に要するその他の費用は甲の負担とする。

（施設等の利用）

第21条 甲は、乙が委託業務の遂行のために使用する設備（駐車場を除く。）、備品その他の物品を無償で使用するものとする。

(業務の引継ぎ)

第22条 乙は、この契約の委託期間終了後（第14条の規定により契約を解除する場合を含む。）に乙以外の者が委託業務を受託することとなったときは、委託業務に支障が生じることのないよう、当該受託者に対して適切かつ確実に業務を引き継がなければならない。

(協議等)

第23条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮崎県
県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙 ○○県○○市○○町○○番地○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止）

第6 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（漏えい等の事案発生時の対応）

第8 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第9 乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第10 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。

3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（従事者等の特定）

第11 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育等）

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

（特記事項の遵守状況の報告）

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

第14 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受注者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

（ID 及びパスワードの取扱い）

第 6 乙は、甲から使用する機器の ID 及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第 7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第 8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第 9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

（ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止）

第 10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

（コンピュータウィルス対策）

第 11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

（従事者への周知）

第 12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第 13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（法令遵守）

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律及び条例を遵守し、これに従わなければならない。

- （1）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- （2）著作権法（昭和45年法律第48号）
- （3）宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）

別紙様式

業務完了報告書

令和 年 月 日

所 在 地

商 号

代表者氏名

印

令和 年 月分の医事関係業務を完了しましたので、別添のとおり報告します。

（注）業務実施状況が確認できる資料を添付すること。